

【重要！！ カンタン解説シリーズ】

役員報酬・役員賞与について、税務上の注意点

平成18年度税制改正において、条件付ではありますが、役員賞与が損金に算入できるようになりました。

ただ、その影響で**役員報酬にしほり**がかかってきています。その点について、簡単に解説します。

1. 役員報酬の改定は、決算終了後3ヶ月以内に行なってください。

それ以外は、基本的に変更しないでください。

役員賞与が「事前届出」で損金算入できるようになった、ことに伴ない、

役員報酬も、基本的には「事前届出」制になりました！

事前届出をしないと、損金に算入できない... としたら、大変重要な改正です。

この役員報酬の「事前届出」が免除されるケースが2つあります。

① **決算終了後、3ヶ月以内に改定し、それ以後同額である場合**

② **経営状況が悪化したことにより、減額改定し、それ以後同額である場合**

すなわち、上記①②以外は、事前届出をしろ、ということです。

<対応法>

- 役員報酬は、決算後3ヶ月以内に改定して、それ以後は1年間同額とする。
- 年の途中でどうしても変えたい時は、その変更になる対象月の前月末までに、税務署に「変更届」を提出する。(年の途中の変更は、あまりお奨めしません)
- 決算期に関係なく、暦年で改定していた場合などは、決算期単位で報酬を決めるように変えていく。
どうしても変えたくない場合は、暦年であれば、前年の12月末までに、翌年1月以降の役員報酬について、税務署に「変更届」を提出する。
- 経営状況が悪化して、役員報酬を減額する場合は、届出はいらぬが、その状況等を議事録およびその他の書類で残しておく。
- 定時株主総会で役員報酬を決定し、期首に遡って役員報酬を改定し、差額分を支給する、いわゆる「遡及支給」は、今後はやめる。(認められなくなる)

以上、役員報酬の改定には、十分注意してください。

2. 事前届出により、役員賞与を損金に算入することができます。

(1) 役員賞与

事前に届けば、役員賞与を損金に算入（税務上も経費と認める）することができます。

ただし、ここで重要なのは、届出をする時期です。届出の時期は、次のいずれか早い時期です。

①その賞与に係る職務の執行を開始する日

②会計期間開始の日から3ヶ月以内

たとえば、1月から6月の職務に対する賞与を、7月に払うのであれば、1月の最初の日までとなります。（実際には、12月末までに届けることになるでしょう。）

会計期間開始が、4月1日であれば、②の3ヶ月以内は6月末ですから、7月の賞与については、早い方12月末までということになりますね。

なお、注意しなければいけないのは、届出をしたら、その届出をした額の賞与を取らなければいけません。違う金額を取ってしまうと、損金に落ちなくなります。

(2) 年数回の役員報酬

非常勤役員の場合、年に1回あるいは2回報酬を払うこともあるかも知れません。

今までの税法においても、これは認められていました。

ただし、今回「事前届出制」ができたため、これらの報酬についても、事前届出が必要になってきました。

届出の時期は、上記(1)の①②と同じです。

これも是非、注意していただきたいと思います。

今後、年に4回とか6回とかに分けて、役員報酬を支払う、なんていうことも出てくるかも知れませんね。

以上